

ながれすぎ光風苑施設介護サービス利用料金表

H27.8.1～
(単位:円)

介護度区分		多床室		従来型個室		負担額の上限
		1日	月額(30日)	1日	月額	
基本料金	要介護1	555	16,640	555	16,640	介護サービスを利用した額の合計が利用者負担の上限(第2段階の方は15,000円、第3段階の方は24,600円、第4段階の方は44,400円)を超えた場合、申請により超えた額が「高額介護サービス費」として支給されます。また介護保険と医療保険の負担額の総額が限度額を超えた場合、「高額医療合算介護サービス費」が支給されます。
	要介護2	623	18,678	623	18,678	
	要介護3	692	20,746	692	20,746	
	要介護4	759	22,785	759	22,785	
	要介護5	825	24,762	825	24,762	
体制加算	日常生活継続支援加算	37	前六月間又は前十二月間における新規入所者の総数のうち日常生活自立度のⅢ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵの入所者の割合が65%以上の場合			
	看護体制加算Ⅰ	4	常勤の看護師1名以上配置している場合			
	看護体制加算Ⅱ	8	①看護職員の常勤換算で25:1以上の配置(端数切り上げ) ②看護職員が最低基準+1人以上 ③看護職員により24時間の連絡体制が確保できる場合			
	夜勤職員配置加算	13	夜勤を行う介護職員・看護職員の数が最低基準を1人以上上回っている場合			
	口腔衛生管理体制加算	30月	歯科医師等の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に口腔ケアにかかる助言及び指導を月1回以上行う場合(月単位)			
	精神科医定期診療加算	5	精神科医による定期的療養指導が月2回以上行なわれる体制がある場合			
	栄養マネジメント加算	14	栄養ケア・マネジメントを実施した場合			
個別加算	個別機能訓練加算	12	個別機能訓練計画を作成し訓練を実施した場合			
	経口維持加算Ⅰ	406月	摂食障害がある方に経口維持計画を作成し栄養管理を実施した場合で、計画作成より6ヵ月を超える場合は医師の指示に基づく(月単位)			
	経口移行加算	28月	経口摂取に移行するための経口移行計画を作成し栄養管理を実施した場合(月単位)			
	看取り介護加算	146	看取り介護を行った場合(死亡日以前4～30日)			
		690	看取り介護を行った場合(死亡日の前日・前々日)			
		1,298	看取り介護を行った場合(死亡日)			
	認知症専門ケア加算Ⅰ	3	専門的な認知症ケアを提供した場合			
	療養食加算	18	療養食を提供した場合			
	外泊時費用	249	病院等へ入院した場合及び居宅などへ外泊した場合(月6日・月をまたがる場合は12日)			
	初期加算	30	初期加算(入所日から30日以内の期間。30日以上入院後の再入所も同様)			
	退所前・後訪問相談援助加算	466	退所に先立って・退所後に生活する居宅を訪問して相談援助を行なった場合			
	退所時相談援助加算	406	居宅サービスに必要な情報を、退所時に居住地がある市町村等に文書で提供した場合			
	退所前連携加算	507	居宅サービスを利用する場合、退所に先立って居宅支援事業所に対し必要な情報を提供し、かつ連携して調整を行った場合			
	若年認知症利用者受入加算	122	若年認知症者を受け入れた場合			
	介護職処遇改善加算(1)				介護職員の処遇改善のための加算「基本+その他の加算」の料金額に5.9%を乗じた額	

* 上記料金には、富山市の地域単価10.14を乗じて算出しています。円未満の端数の関係で、請求額に多少の誤差が生じます。

* 自己負担の割合が2割の方は上記金額に2を乗じた金額となります。

負担段階		第4段階		第3段階		第2段階		第1段階	
		1日	月額(30)	1日	月額(30)	1日	月額(30)	1日	月額(30)
食事負担額		1,430	42,900	650	19,500	390	11,700	300	9,000
居住費	多床室	840	25,200	370	11,100	370	11,100	0	0
	従来型個室	1,150	34,500	820	24,600	420	12,600	320	9,600
その他の費用(共通)	希望食	通常の献立とは別に利用者の希望により食事を提供した場合・実費相当額							
	預かり金管理料	預貯金の管理を希望される場合・・・月額500円							
	その他の実費負担	嗜好及び個別の生活上必要とする日用品、備品等							
		喫茶代・理美容代・私物クリーニング代・電話料・医療費及び保険外材料費他							
		フローア及びユニットごとに行う誕生会や外出の際の経費及び娯楽材料費							

* 利用者負担段階が上記1～3段階に該当し、軽減を受ける方は市町村へ負担限度額認定の申請が必要です。

入院の7日から退院の前日までの居住費は、負担限度額の適用がされないが独自軽減措置として負担限度額の適用額とする。